

令和4年度 全国安全週間説明会

～ウィズコロナの安全管理・安全教育について～

令和4年6月3日（松山市）
労働安全衛生コンサルタント 岸田建夫

自己紹介

岸田建夫（松山市在住、60歳）

主な経歴：

昭和55年3月	松山工業高校卒業（建築科）
昭和55年4月	労働省入省（現厚生労働省）
愛媛労働局、	労働基準監督署に勤務（主に安全衛生業務）
平成23年4月	愛媛産業保健推進センターに出向（2年間）
令和4年3月	定年退職（愛媛労働局 健康安全課）
令和4年4月	労働安全衛生コンサルタント事務所開設



趣味：釣り（小物のみ）、キャンプ、犬の散歩（柴犬12歳）

私の失敗談 (私の父は大工でした)

自宅の作業場で、手持ち式電動丸のこで角材を加工中に、材が跳ね、のこ刃で左手親指を切断。【原因：接触防止カバーを固定していた】

いたっ！



労働安全衛生規則

(安全装置の有効保持)

安衛則第28条 事業者は、法及び命令に基づき設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

安衛則第29条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 1 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
- 2 以下略

テーマ

ウィズコロナの安全管理、安全教育について

～コロナ禍においても安全活動を低下させないために～

- ①災害の現状（コロナ禍の影響など）
- ②コロナ禍における安全管理（安全委員会等）
- ③コロナ禍における安全教育（オンライン教育等）
- ④まとめ

本日の講義についてのお願い
(私と約束してください)

必ず何か一つ覚えて、
職場の方にお伝えください！！

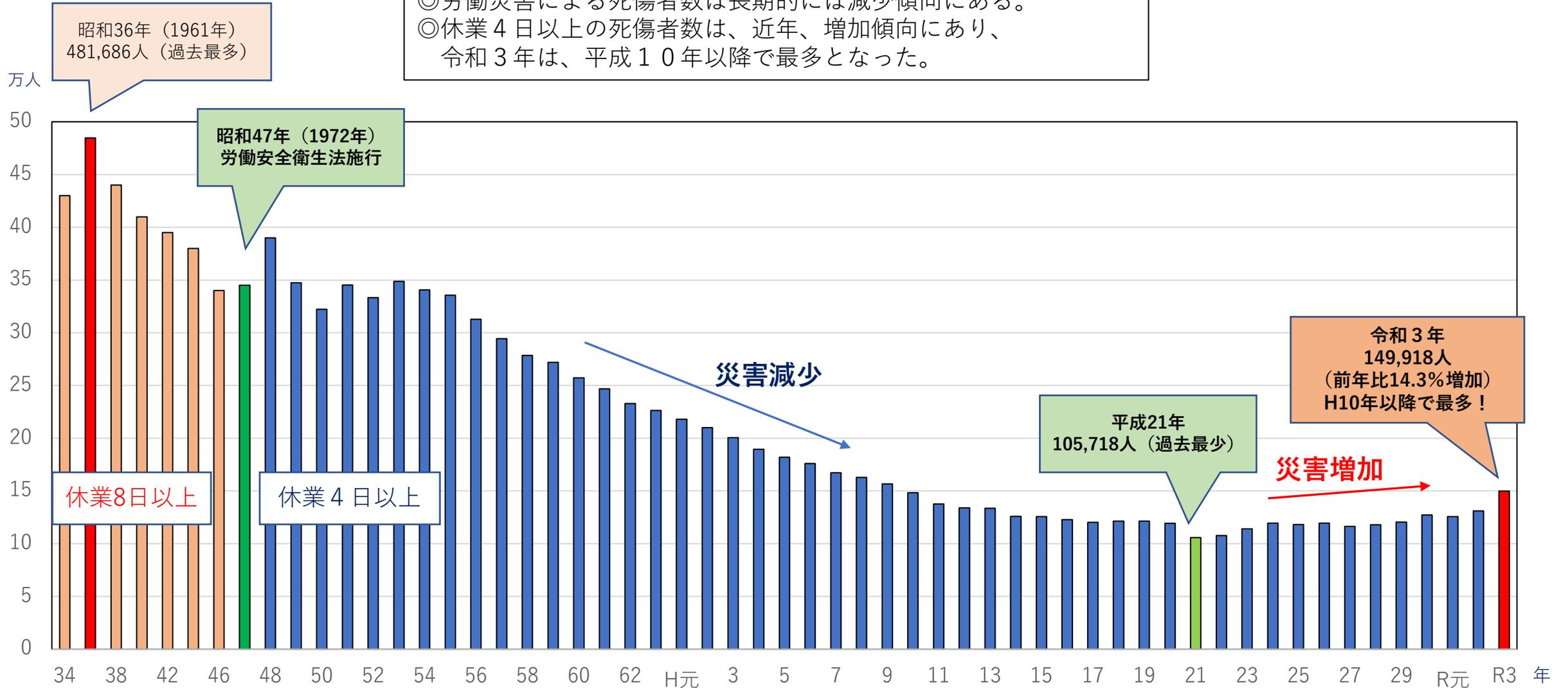
インプットとアウトプット

～労働災害発生状況（1）～

全産業 死傷者数の推移

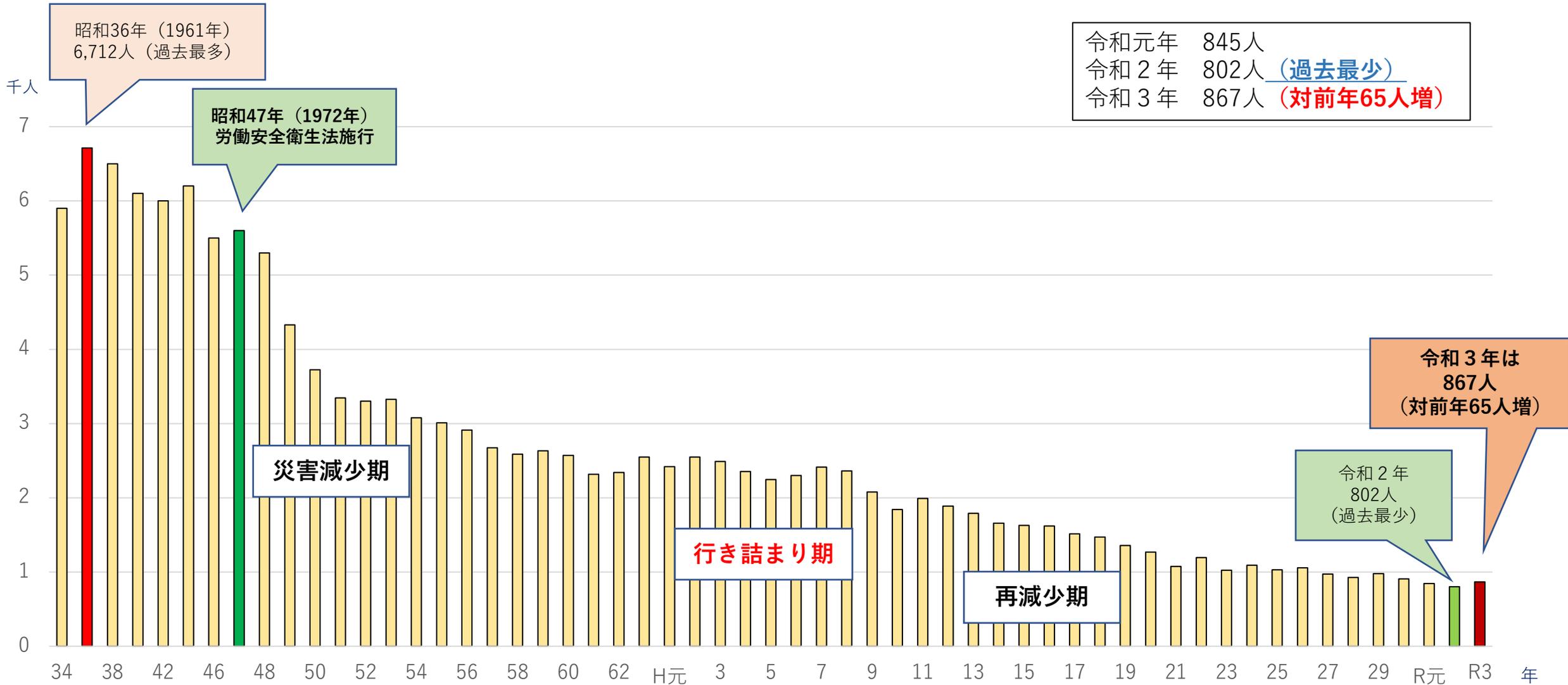
平成23年までは労災給付データ
平成24年からは労働者死傷病報告

◎労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向にある。
◎休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、令和3年は、平成10年以降で最多となった。



～労働災害発生状況（2）～

全産業 死亡者数の推移



クラスター多発 ■積極的な届け出

コロナ労災 3.2倍に急増

医療従事者ら 昨年死傷1.9万人

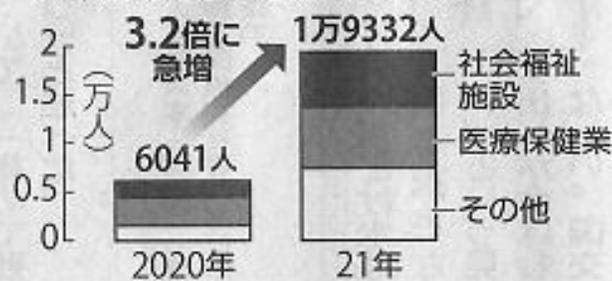
新型コロナウイルスへの感染が原因の労働災害で、2021年に4日以上休業したり、死亡したりした人（死傷者）が、前年の約3・2倍の1万9332人にのぼったことが、厚生労働省のまとめでわかった。

各地の病院や介護施設などでクラスター（感染集団）の発生が相次いだほか、「事業所側が積極的に届け出るようになった」（労働衛生課）ことがコロナ関連の労災の急増につながったという。

業種別の内訳は、病院など「医療保健業」の6389人が最も多く、特別養護老人ホームなど「社会福祉

◆新型コロナウイルス感染による 労災死傷者数

※厚生労働省の発表をもとに作成



施設」の5624人と合わせて、全体の6割超を占めていた。

職場で患者に接触して新型コロナウイルスに感染するなど、労災として各地の労働基準監督署に報告されたものを集計したが、死傷者のうち死者が何人だったかは、明らかにされていない。

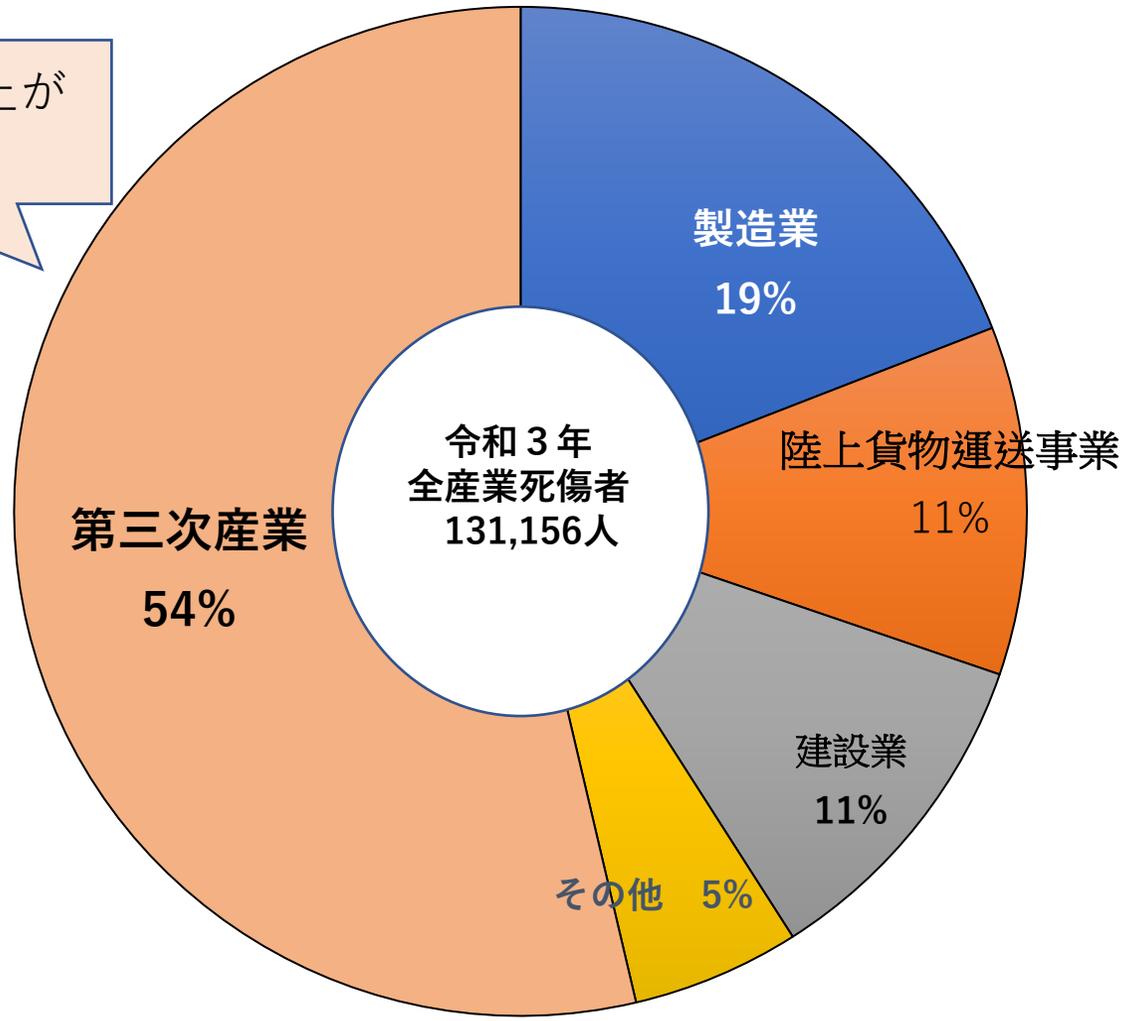
厚労省では、感染経路が不明であっても、医師や看護師、介護職員など、業務で人と接触する機会が多く、感染リスクの高い職場で勤務している場合、労災を認定している。感染後の後遺症についても、同様の条件で病院や介護施設などで勤務していれば、認定する方針だ。

コロナ関連の労災の急増によって、全体の死傷者数は、前年比1万8762人増の14万9918人となった。1998年以来、23年ぶりに14万人を上回る水準だった。労災全体の死者数は同65人増の867人と、4年ぶりに増加した。

～労働災害発生状況（3）～

業種別 死傷災害発生状況

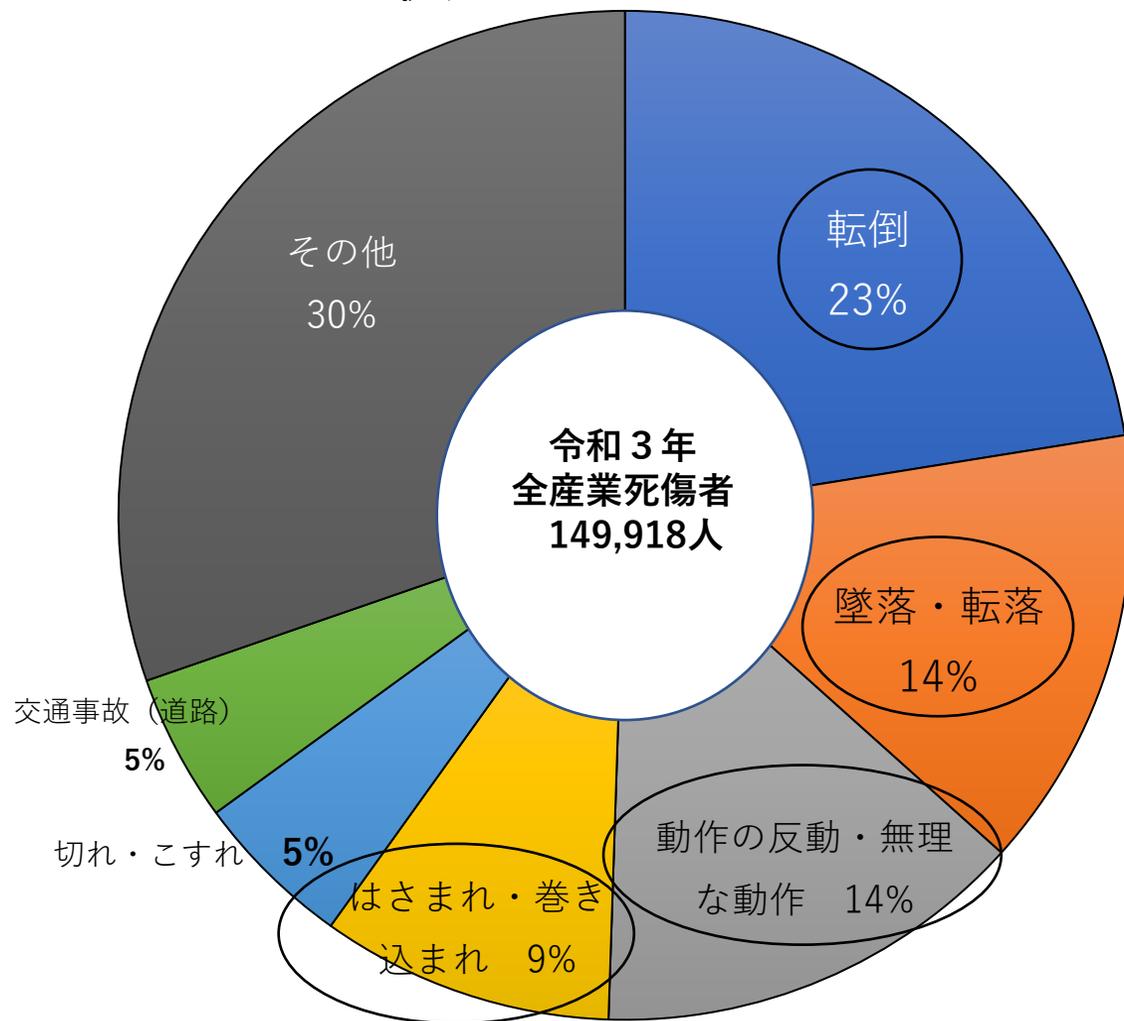
休業災害の半数以上が
第三次産業



第三次産業を除いた業種別では、
「製造業」が最も多く、
次いで「陸上貨物運送事業、」
「建設業」の順

～労働災害発生状況（4）～

全産業 事故の型別発生状況



◆ 4大災害（「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ・巻き込まれ」）で約60%を占める。

◆ 転倒災害が約1/4を占める。

行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）が近年増加
第三次産業で顕著、高齡化などが原因

労働災害発生状況（まとめ）

- ◎ 近年、死傷災害は増加傾向にある。
- ◎ 死亡災害は、令和3年は増加に転じた。

原因1：労働者の高齢化（転倒災害、腰痛等の行動災害の増加）

原因2：人手不足（非正規・高年齢・外国人労働者の就業）

原因3：コロナ禍の影響（人手不足や業務集中化、安全活動の低迷）

コロナ禍にあっても安全活動を低下させてはならない！

コロナ禍においても安全活動を低下させないためには！

① 感染症対策の徹底

職場でクラスター、濃厚接触者を出さないことが重要。

② オンラインで安全委員会等を行う場合の留意事項

労使が協力し十分な調査審議が確保されるよう、環境整備や会議運営に留意が必要。

③ オンラインで安全教育を行う場合の留意事項

安全教育の質を維持しつつ、求められる知識やスキルを身につけさせる。

④ 安全委員会、安全教育はオンラインとオフラインを上手に併用

オンライン、オフラインの特徴を生かし、有効に活用。

1 感染症対策の徹底

① クラスター、濃厚接触者を出さない（「取組の5つのポイント」の徹底）

職場内での感染拡大（クラスター）をさせないことが重要！

- ・ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールづくり
（発熱等の症状のある場合の出勤回避、出勤時の体温確認等）
- ・ 密とならない工夫（出勤時間等の分散、テレワーク、オンライン会議の活用）
- ・ マスク着用、手指消毒、共有部分の消毒、定期的な換気、昼食時の黙食など
- ・ 衛生委員会等での調査審議（チェックリストの活用）
- ・ 職員への感染症対策教育

② 陽性者が出た場合の対応

職場に陽性者が出た場合の対応を事前に定めておくことが重要！

- ・ 職員がPCR検査を受ける場合等の報告、出勤回避
- ・ 職員に陽性者が出た場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定、自宅待機等を実施
- ・ 陽性者の執務場所、共有スペース等の消毒

1 感染症対策の徹底（つづき）

③ 感染症対策と熱中症対策

感染拡大防止のマスク着用について、WBGT値の補正は不要とされた。

一方で、マスクの着用による、息苦しさ、不快感、コミュニケーションへの支障を指摘。

職場の熱中症対策を徹底するとともに、マスク着用を考慮した作業計画に留意が必要！

- ・ 作業内容に適したマスクの選定（作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて）
- ・ マスクを着用しなければならない場面のルール化
- ・ 作業負荷とマスク着用による熱中症リスクの検討
- ・ **オンラインによる熱中症教育ツールの活用**

熱中症ポータルサイト（教育動画、対策事例等を掲載）

～学ぼう、備えよう、職場の仲間を守ろう、
職場における熱中症予防情報～



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷暖設備やミストシャワーなどの設備により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに涼房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行います。必ず研修を実施しましょう。
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	衛生管理員などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理員の選任も行いましょう。
<input type="checkbox"/> 発症時・緊急時の措置の確立と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

2 オンラインで安全委員会等を行う場合の留意事項

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和2年8月27日付け基発0827第1号）

1 基本的な考え方

安全委員会等は、事業者が講ずべき安全衛生対策の推進について、事業者に対して意見を述べるために設置・運営されるものであり、労使が協力し合い、事業場における安全衛生に係る事項について、十分に調査審議を尽くすことが必要不可欠である。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することへのニーズが高まっているが、情報通信機器を用いた開催においても、事業場における安全衛生に係る問題点の十分な調査審議が確保されるよう留意の上、事業場の実情に応じた適切な方法により、安全委員会等の設置・運営を行う必要がある。

ウィズコロナの安全管理（安全委員会等2）

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和2年8月27日付け基発0827第1号）

2 情報通信機器を用いた安全委員会等の開催に係る留意事項

(1) 情報通信機器について、次の要件を全て満たすこと。

ア 安全委員会等を構成する委員が容易に利用できること。

イ 映像等の送受信が常時安定し、委員相互の情報交換等を円滑に行えることが可能なものであること。

ウ 取り扱う個人情報の漏えい、不正アクセスの防止措置が講じられていること。

ウィズコロナの安全管理（安全委員会等3）

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和2年8月27日付け基発0827第1号）

(2) 安全委員会等の運営について、次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 対面での開催と同様に、委員相互の意見交換等が即時に行われ、必要な事項について調査審議が尽くされていること。

イ アを原則とするが、開催期間、委員への資料の共有方法及び意見の表明方法、異なる意見の調整方法、事業者に対して述べる意見の調整方法について、（ア）～（エ）に留意の上、予め安全委員会等で定めた場合は、電子メール等の即時性のない方法で差し支えない。

（ア）資料の送付等から委員が意見を検討するため十分な期間を設けること。

（イ）委員の質問等が速やかに他の委員に共有され、委員間で意見の交換等を円滑に行えることができること。十分な調査審議が可能となるよう、委員全員が質問や意見の内容を含む議論の経緯を確認できるようにすること。

（ウ）意見表明等がない委員に対し資料の提出状況及び意見提出の意思を確認すること。

（エ）多数の委員から異なる意見が提出された場合等には相互の意見調整が煩雑となることから、各委員の意見の調整に必要な連絡等を行う担当者を予め定める等、調査審議に支障をきたすことがないようにすること。

ウィズコロナの安全管理（安全委員会等4）

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和2年8月27日付け基発0827第1号）

3 その他の留意事項

ア 情報機器を用いて開催した安全委員会等においても、委員の意見、措置の内容のほか委員会の議事で重要なものについて、書面により議事を保存する必要があること。

イ 電磁記録により作成及び保存する場合には、「労働基準監督官等の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていること」が必要であること。

労働安全衛生法令等のネット検索の方法

厚生労働省HP

検索

・所管の法令・告示・通達等

⇒ 法令検索（法律・省令・告示等）、通知検索（通達等）

ウィズコロナの安全管理（安全委員会等 まとめ）

安全衛生委員会等

労使が協力し合って事業場における安全衛生問題を調査審議するためのもの。

（毎月1回以上開催）



オンライン開催も可能

オンラインによる開催であっても、安全衛生に係る問題点の調査審議が確保されるものであること。

調査審議事項

- ①危険防止、健康障害防止等の基本事項
- ②災害の再発防止対策
- ③安全衛生規程の作成
- ④危険有害性の調査（リスクアセスメント）
- ⑤安全衛生に関する計画、⑥安全衛生教育
- ⑦作業環境測定、⑧健康診断の実施
- ⑨長時間労働対策、⑩メンタルヘルス対策

委員の構成

- ①事業の実施を統括する者
 - ②安全管理者
 - ③衛生管理者
 - ④産業医
 - ⑤安全衛生の経験者
- ※ ①以外の委員の半数は、労働者側推薦委員であること

情報通信機器の条件

- ①委員が容易に利用
- ②通信が安定し、相互の情報交換が可能
- ③情報漏えい、不正アクセス禁止

安全衛生委員会の運営

- ①委員相互の意見交換が即時に行われ、審議が尽くされること。（遠隔ツールの活用）
- ②一定の要件を満たし、予め安全衛生委員会等で定めた場合はメールによる開催が可能

オンラインによる安全衛生委員会においても

書面による
議事録が必要

（労働者に周知、
3年間保存）

3 オンラインで安全教育を行う場合の留意事項

インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について（令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか）

1 基本的な考え方

労働災害を防止するためには、作業に就く労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切に実施することが極めて重要であることから、法では、新規雇入れ時のほか、作業内容変更時、危険有害業務に関する特別教育、職長教育等に対する安全衛生教育を実施すべきことを定めている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、eラーニング等により安全衛生教育を実施することへのニーズが高まっているが、eラーニング等により安全衛生教育を実施する場合においても、対面による方法と同等の教育効果を担保する必要がある。

インターネット等を介したeラーニング等により行われる特別教育の当面の考え方等について（令和2年3月26日付け基安安発0326第1号）は廃止

4 オンラインで安全教育を行う場合の留意事項

インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について（令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか）

2 eラーニング等により安全衛生教育を行う場合の留意事項
eラーニング等により安全衛生教育を行う場合であっても、法定の科目の範囲、教育時間及び講師の要件を満たした上で、必要な教材を用いて行うとともに、以下に留意すること。

(1) 雇入れ時教育、特別教育、職長教育等

ア 受講者が受講した事実、教育時間数が法令で定める教育時間以上であることを、教育を実施する者が担保する必要があり、具体的には次のような確認方法があること。

(ア) 受講者を1か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツール等を用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う方法。

(イ) 使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパソコンの操作記録等に基づき教育を実施する者が受講状況を確認する方法。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、教育時間について、教育を実施する者が合理的に証明できる方法。

4 オンラインで安全教育を行う場合の留意事項

インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について（令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか）

（1）つづき

- イ 映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び監修する者が、いずれも当該教習に関して十分な知識又は経験を有すること。
- ウ 受講者からの質疑を受け、回答できる体制を整えること。
- エ 実技による教育又は実地による研修が必要なものについては、講師と同一場所で対面で実施すること。

（2）技能講習、建築物石綿建材調査者 等 省略

4 安全委員会、安全教育はオンライン、オフラインを上手に併用

- ①安全委員会等は、安全対策について事業者に意見を述べる場である。
労使で十分な審議を行うことが重要。
- ②安全教育は、労働者に必要な知識、技能を身につけさせるもの。
必要な安全教育を適正に行うことが重要。

感染症の拡大、働き方改革、デジタル技術の進化等で、企業における安全管理、教育・研修等の在り方が大きく変わろうとしている。

⇒ オンライン教育ツールの有効活用

オンライン教育ツールのメリット、デメリットを理解し、
上手に併用することが重要！

オンライン教育のメリットとデメリット

主なオンライン教育ツール

- ◎オンライン会議形式（Teams、Zoom、Skype など）
- ◎動画視聴形式（YouTube 熱中症ポータルサイトなど）
- ◎資料提供形式（メール など）

【メリット】

- ①参加しやすい（遠隔地でも可能）
- ②時間の制約がない
- ③移動費用が節約できる
- ④資料をデータ化し配布が容易である
- ⑤感染拡大の心配なく参加できる

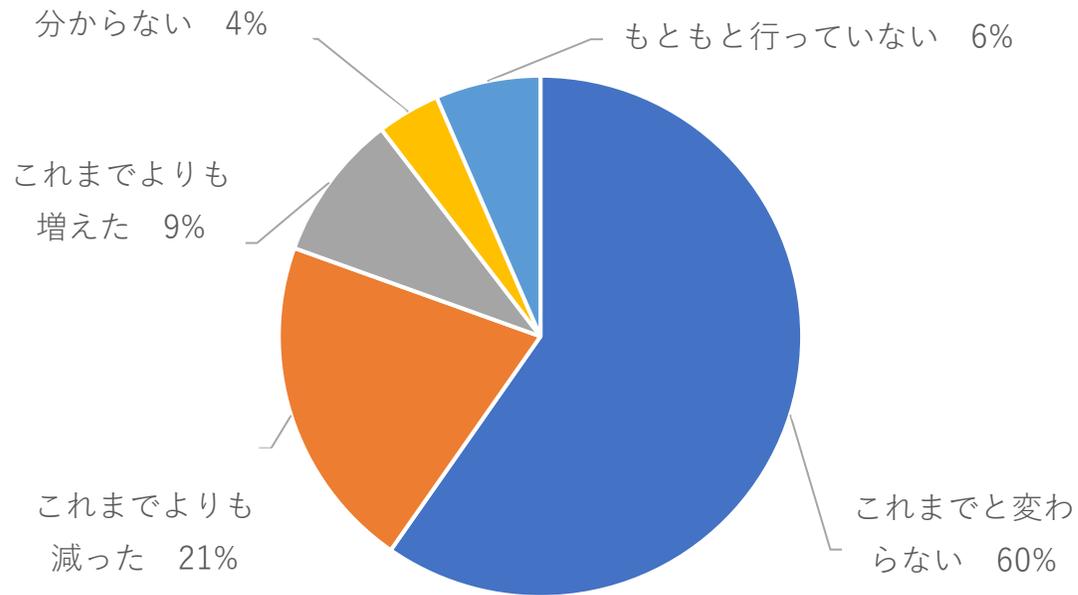
【デメリット】

- ①受講者の反応、理解度が分かりにくい
- ②受講がされているか確認が困難
- ③準備に時間がかかる
- ④接続環境が不安定な場合には理解が不十分となる
- ⑤講師、受講者ともモチベーションが低下する

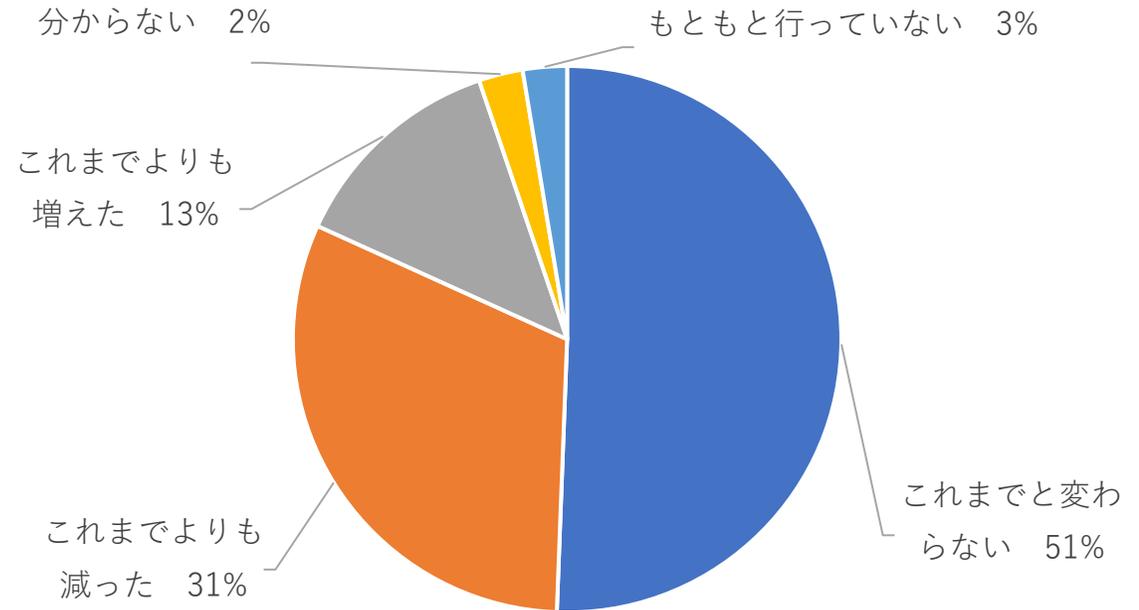
ウィズコロナの安全教育

コロナ禍での安全衛生教育の実施状況

コロナ禍での新入社員教育



コロナ禍での管理者教育



- ◎これまでと変わらないが最も多いが、一方で減少したも2～3割。
- ◎オンラインによる教育が増加した。
- ◎業務用パソコンを有していない事業場では教育が減少した。

オンライン会議ツールを活用した安全衛生教育 1

1 受講者の反応を確認する

- ① マイクとカメラを有効に活用する（マイクはOFF、カメラは常時ON）
- ② 受講者に分かりやすく反応してもらおう（大きくうなづく、首をかしげる）

2 教育の理解度を確認する

- ① アンケートや理解度のテストを実施する
- ② 職場の協力を得て、学習評価を行ってもらう（巡視等）

3 オンライン会議と動画視聴を使い分ける

- ①講師による知識伝達は、事前に動画視聴で済ませることで時間短縮
- ②オンライン会議は、討議や意見交換を中心とする

4 教育・研修の計画書を作成しておく

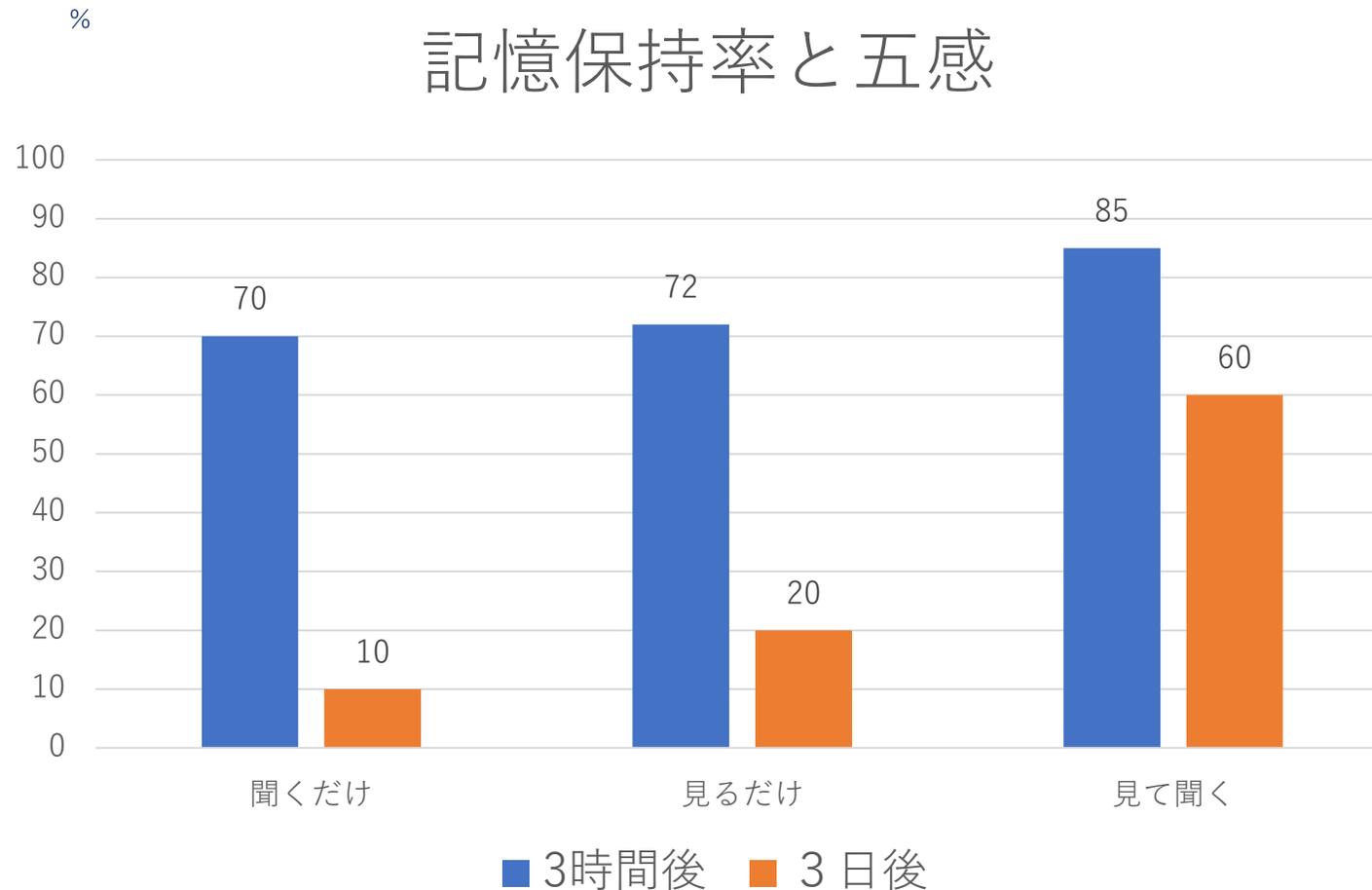
- ①タイムテーブルを作成し、短時間で講義をまとめる
- ②導入部分で興味を引く（自己紹介、緊張を和らげるエピソードなど）
- ③適度な休憩をはさむ

視聴覚教材について・・・「百聞は一見にしかず」

◎視聴覚教材の効用

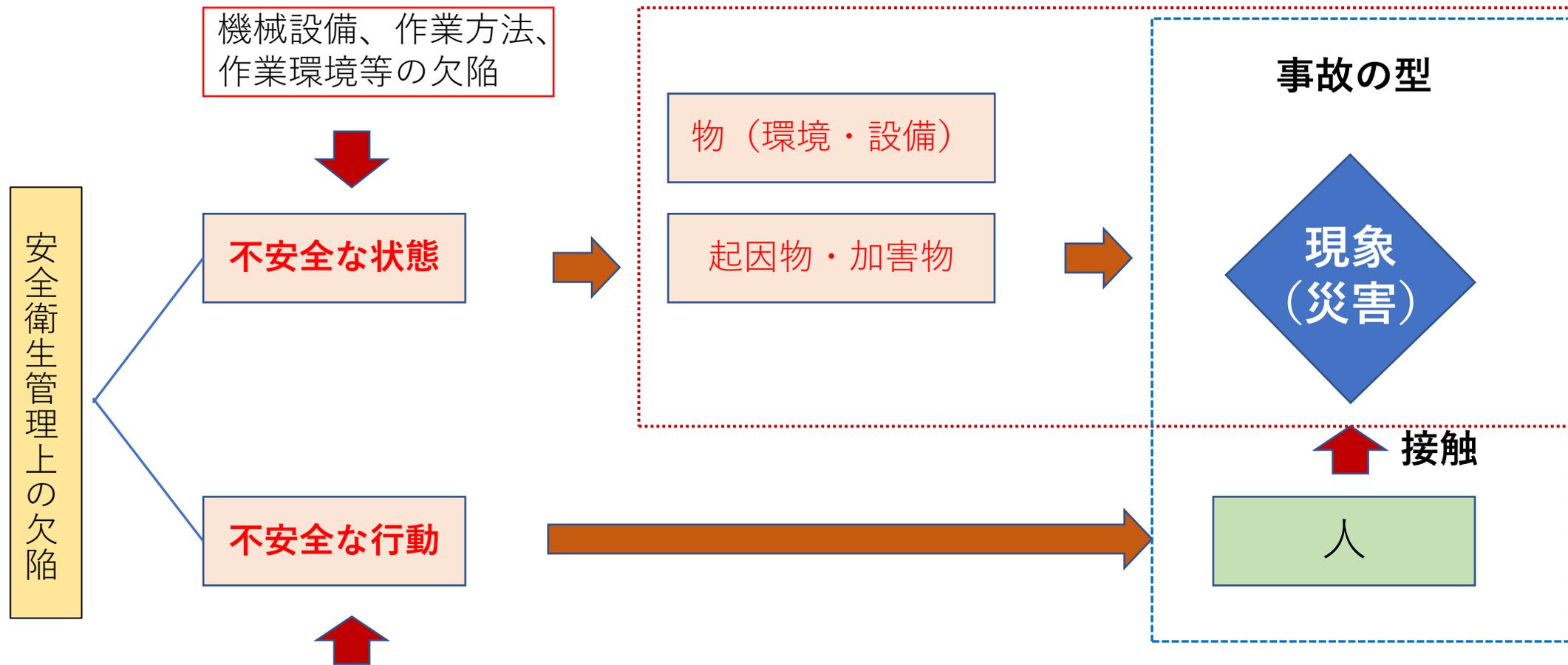


- ・理解しやすい
- ・興味を沸かせる
- ・記憶に残る
- ・時間の節約



プラス書くことでさらに記憶保持率はアップする

労働災害発生状の仕組みと災害原因



災害は「物」と「人」とが接触した現象である

労働災害原因要素の分析

不安全な行動 (95.0%)

知らなかった (知識教育)
できなかった (技能教育)
やらなかった (態度教育)

不安全な状態 (96.9%)

不安全な行動と不安全な状態
の両方があるもの
(94.0%)

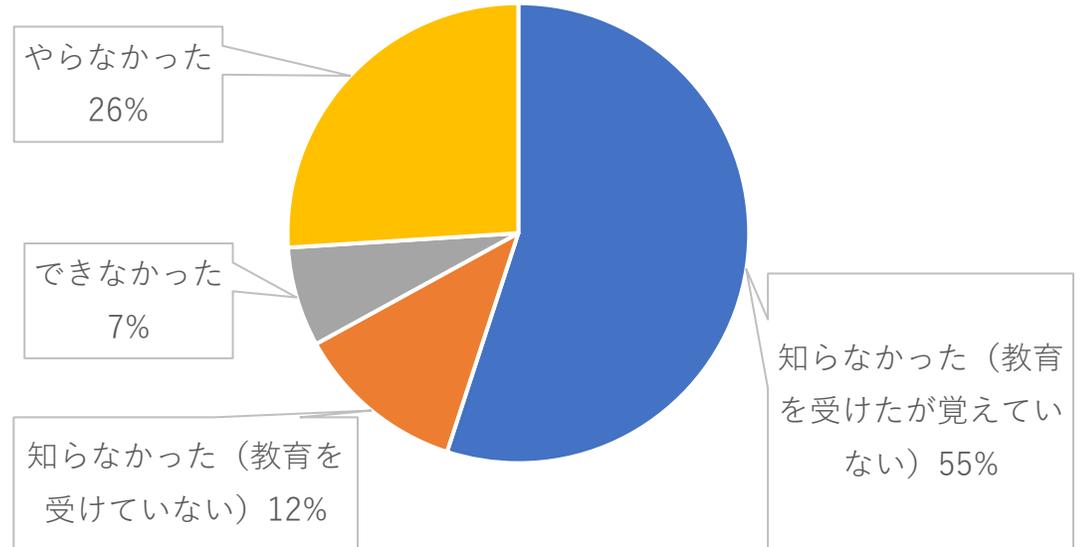
不安全な状態のみ (2.8%)

不安全な行動のみ (0.9%)

不安全な行動も不安全な状態もないもの (2.2%)

機械設備の本質安全化、
危険要因の除去など物的対策

災害を起こした人
(なぜ不安全行動をしたのか?)



教育技法

①講義方式（知らなかった ⇒ 知識伝達に適した技法）

多数の受講者に体系的、理論的に知識を伝え、理解させる方法

②討議方式（できなかつた ⇒ 技能・技術の習得に適した技法）

一つのテーマについて、様々な角度から討議し、集団として一定の結論をまとめる方法

③役割演技法（やらなかつた ⇒ 態度変容等に適した技法）

役割を想定して実際に演技することで、仕事に対する興味を沸かせ、自発的創造を起こさせる方法（ロールプレイング）

講義



討議



役割演技

組み合わせると
効果的！

講義方式

オンライン教育も可能

動画視聴形式を併用すれば、ポイントを絞った効率的な教育が可能

多数の受講者に体系的、理論的に知識を伝え、理解させる方法

1 講義方式のメリット

- ①一度に多くの人に知識を与えられる
- ②いつでもどこでも容易にできる
- ③手間を変えずに短時間でできる

オンラインでは、理解度の確認に工夫が必要

2 講義法のデメリット

- ①受講者が受動的立場に置かれ、教え方が一方的になりやすい
- ②実行に結びつかない危険性がある
- ③受講者のレベルにより理解度にバラつきが生じやすい
- ④受講者の理解度を把握することが難しい

討議方式

オンライン教育も可能

カメラを常時ONにし、発言にはチャット機能を活用する

一つのテーマについて、様々な角度から討議し、集団として一定の結論をまとめる方法

1 討議方式のメリット

- ① 関連する知識、経験などの情報交換ができる
- ② 相互啓発、相互理解、共通理解が生まれる
- ③ 自主的、主体的な参加により、自己啓発意識が高められる
- ④ 他者の意見を受け入れることで協調性が得られる
- ⑤ 結論が集団に受け入れられやすく、実行度が高い

2 講義法のデメリット

- ① きわめて時間がかかる
- ② 司会者の力量に影響を受けやすい
- ③ 討議を的確にリードする指導者が必要である
- ④ 声の大きいメンバーに引きずられる傾向がある

テーマについては、事前に動画視聴しておくことで効率的に！

役割演技法

役割を想定して実際に演技することで、仕事に対する興味を沸かせ、自発的創造を起こさせる方法（ロールプレイング）

1 役割演技法の目的

- ①教育方法の習得
- ②各自が行った指導案の評価
- ③プレゼンテーション技術の習得

2 役割演技法の効果

- ①「知っていること」と「教えること」は別のものであると気づく
- ②他人の教育演技から相手を思いやる力が養われる
- ③自己を客観的に知ることができる

労働安全衛生法にみる安全衛生教育

1. 事業者が行うべき安全衛生教育

実施率
(H25年度調査)

雇入れ時の教育 (法第59条1項)

機械、原材料等の危険・有害性、作業手順、整理整頓、疾病の原因予防等の教育 (則第35条、罰則法120条)

85%

作業内容の変更時の教育 (法第59条2項)

雇入れ時の教育に準じた教育 (則第35条、罰則法120条)

34%

特別教育 (法第59条3項)

危険有害業務に就かせる者に対する教育 (則第36条、罰則法119条)

職長等の教育 (法第60条)

新たに職長等になった者に対する教育 (則第40条、罰則なし)

34%

安全衛生水準向上の教育
(法第60条の2、法19条の2)

安全衛生業務担当者及び危険・有害業務従事者に対する能力向上教育
(指針、罰則なし)

職長は職場の「キーパーソン」

生産の直接の責任者であり、職場の要として期待される。

①先取りの安全衛生を推進すること

職長は現場で直接指揮監督するものであり、職場を一番知り得る立場にあり、職場の問題点を早期に発見し、解決することが期待されている。

②的確に情報管理をすること

報連相（報告、連絡、相談）を基本に、正確・迅速な情報処理により業務の遅滞を生じさせない。

③部下の育成を図ること

行動を共にする部下に対し、必要な知識、技能、態度を直接指導・教育する。

職長教育の法的根拠

労働安全衛生法

第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指揮又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

職長教育の実施要件

職長教育の法的根拠

労働安全衛生法施行令 第19条
(職長等の教育を行うべき業種) ⇒ **6業種** (日本標準産業分類)

- 一 建設業
- 二 **製造業**。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ **食料品**、たばこ製造業 (うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)
 - ロ 繊維工業 (紡績業及び染色整理業を除く)
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業 (セロファン製造業を除く)
 - ホ **新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**
- 三 **電気業**
- 四 **ガス業**
- 五 **自動車整備業**
- 六 **機械修理業**

◎労働安全衛生法の業種分類
(日本標準産業分類)
D 建設業
E **製造業**
F **電気・ガス**供給業・
水道業
R サービス業 (**自動車整備業・機械修理業**)



◎労働基準法の業種分類

電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業は製造業に含む

※ 食料品 は、令和5年4月から職長教育の対象となる。

～ウィズコロナ時代に安全活動を継続するために～

- ①感染症対策の徹底
- ②安全活動はオンラインとオフラインを上手に併用
- ③安全管理・安全教育の基本は変わらない

安全衛生活動を継続させていくことが重要！

令和4年度 全国安全週間

スローガン

～安全は 急がず焦らず怠らず～

実施期間：7月1日（金）～7日（木）

（準備期間：6月1日～30日）

◎安全週間の期間中に是非お願いしたいこと

1 トップからのメッセージ（呼びかけ、声掛け）

2 職場の巡視（作業者への声掛け）

3 4 S 活動など（全員参加の動機付け）

安全週間にふさわしい行事で、安全意識の向上を！

ご清聴ありがとうございました

岸田労働安全衛生コンサルタント事務所

岸田 建夫

労働安全コンサルタント（建築）

労働衛生コンサルタント（工学）

E-mail : kishida.tto@gmail.com